令和４年度第１回　小平市福祉のまちづくり推進協議会　会議要録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和４年５月２０日（金）　午前９時３０分～午前１１時１５分 |
| 開催場所 | 小平市福祉会館４階　小ホール |
| 出席委員  （敬称略） | 木下聖、竹内よし子、荒井久美子、井上雅之、上野あかね、金子惠一、小林光明、德永智子、二通藤乃、野村幹雄、細谷初江、本田祐吉、三浦かおる、柳田憲吾、矢野久子  （欠席者５名） |
| 事務局 | 生活支援課長、生活支援課係長、生活支援課 |
| 傍聴人 | なし |
| 配付資料 | (1) 次第  (2) 資料１　　成年後見制度の現状と課題  (3) 資料２　　小平市の施策の体系  (4) 資料３　　小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】における小平市成年後見制度利用促進計画の追加案  (5) 参考資料　　パンフレット「成年後見制度の利用を考えてみませんか？」  参考資料　　令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程につ  いて |
| 次第 | １　開会  ２　次第  (1) 成年後見制度の現状と課題  (2) 小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】における小平市成年後見制度利用促進計画の追加案  ３　その他  ４　閉　会 |

議事

次第～（１）成年後見制度の現状と課題

事務局、荒井委員が、資料１を用いて、成年後見制度の現状と課題について説明を行った。

荒井委員がパンフレット「成年後見制度の利用を考えてみませんか？」についての説明を行った。

【質疑応答】

委　　員：　全然知らないことが多く、基礎的なことで申し訳ないのですが、「申立て」の意味がまだ分かっていないことと、パンフレットにも「申立て」と記載がありますが、特殊な意味などあったりするのでしょうか。

　　　　　　また、「申立てに繋がったのが３割」というお話もありましたが、申立てに繋がる相談内容と繋がらない相談内容の違いを教えていただきたいです。併せて、どのような相談事が多いか、具体的なケースも教えていただきたいです。

委　　員：　補足を交えてご説明させていただければと思います。資料を見ていただくと、真ん中に「法定後見制度」、「任意後見制度」があり、その他にも色々と言葉があり混乱してしまうかもしれませんが、制度の始まりとしては、「後見」という、認知症により判断が出来なくなってしまった方をどうサポートしていくかが制度の始まりになります。それに対して後見制度が基本として始まっています。「保佐」、「補助」は、そこまで至っていない方、認知症と言っても徐々に進行していくものなので、まだ自分である程度のことはできるが、少しだけ人の手伝いを必要とする方にも手当が出来るよう、段階に応じた制度を作っていこうということで、「保佐」、「補助」と制度が作られました。分かりづらくなる原因の一つに、「任意後見制度」というものがありますが、「任意後見制度」は比較的、後にできた制度と認識していただければと思います。制度の説明としては、将来自分が認知症になってしまったときに備えて、あらかじめ準備しておくための制度です。元々あった後見制度は、自分の好きな後見人にならないことや、やってもらうことが法律で決まっているため、自由度が低いといった側面があります。こうした側面に対応するため、自分で選べるような契約にして、将来認知症になったときのことを決めておくといった任意後見制度が後から作られました。この表を初めに見ると混乱するため、補足させていただきました。

ご質問にありました「申立て」についてですが、「申立て」というのは書類の形式が決まっており、そうした書類に戸籍等をつけて、裁判所に提出するといった意味になります。申立てを行った後の流れについてですが、まず後見人の選定は裁判所が的確な人を選ぶこととなっています。家庭裁判所に対して制度を利用したい人が申立てを行い、家庭裁判所が最終的に適した後見人を選ぶということが大まかな制度の流れになります。もちろん、裁判所が始めから後見人を選ぶということにはなっておらず、申立てを行う際には後見人の希望を出すことが出来ますが、申立人の様々な状況によって、裁判所は事情を考慮し、後見人を決めていきます。

申立てに繋がる相談内容と、そうでない内容についてですが、成年後見制度の相談を受ける際に、初めから「申立てをしたい」と相談を受けるわけではありません。困った状況があり、どうしてよいか分からず、色々な所に相談した結果、後見が一つの解決になるかもしれないということから、窓口として社会福祉協議会や弁護士などへ相談にいらっしゃることが多くなっています。ただ、抱えている問題が後見の申立てで解決するのかどうかは、ケースバイケースです。先程のお話にもありましたが、家族の支援だけで解決するケースもあり、制度の問題もありますが、一度後見を申立ててしまうと、ご本人のお金の負担や後見人になった方との関係など、新しい制約が出てきてしまう側面もあります。色々考えた結果、制度の利用をしないと判断する場合もあり、適した場合のみ申立てに繋がっています。

会　　長：　ケースバイケースというお話がありましたが、どういった内容の相談が一番寄せられるのか、色々と話し合いをする中で申立てを行い、制度の利用に繋がっていくのかといったことを事例で示していただくと、皆さんが分かりやすいと思いますが、説明いただいてもよろしいでしょうか。

委　　員：　先程、相談を受け、申立てに繋がった件数が３割とご説明させていただきましたが、あくまで件数上の数字であり、本当に後見人と繋がなければ、財産、人生、生活が守れなくなってしまうケースもあります。当然、他の制度や家族のサポートで、現状は申立てる必要はないと判断されるケースも出てきます。この制度は、表にもありますように、制度の利用開始原因は認知症高齢者の方が６割を超えているという数値が出ていますので、非常に認知症高齢者の方の相談が多いと思います。例えば、年金が入っているのは分かっているが、自分で払い戻しすることが出来ない状況にあるため、支払いが滞ってしまうケースや、契約するにあたって判断能力が下がると、施設入所であったり、自宅にいても何かの契約を行うときに不利益が生じてしまうケースの場合には、代理人が必要になってくるということを現場で感じています。より具体的な事例は包括支援センターからご説明いただけますでしょうか。

委　　員：　認知症の方が多いということですが、認知症であれ、自分のお金を誰かに預けるということはハードルが高く、なかなか他の方に委ねることが出来ないということがあります。認知症が進行しているため、自身の資産状況が分からないということがあるので、無理に制度利用を進めることが難しく、ケアマネジャーも包括支援センターも、どのようにしてよいかわからない場合があり、そうこうしているうちにお歳を召していって、より支援が必要になることがあります。例えば意思疎通ができず、本人以外に判断できる人がいないのであれば、関係者で協議の上、制度の申立てができるようになりますが、本人の意思が少しあり、拒否されるということであれば制度利用を進めていくことが難しくなるなど、支援していて常々難しく思っております。

会　　長：　制度を利用するかしないかについては、個人の事情もあり、「こうであれば制度を契約します。」とはならず、最後は本人が説明を受けて判断し、制度利用の契約になるようです。

委　　員：　障がい者の方の権利条約で本人の自己決定と言われていますが、後見制度利用の際には、判断能力がない人が制度を利用するかの判断をすることに矛盾を感じています。結局、制度を利用するかの判断をするのは本人ということでしょうか。

委　　員：　凄く核心をついている所だと思います。本人の判断能力については、裁判所に申立てをする際に、医師の診断書と本人の情報シートを提出します。医師の判断書には、判断能力の有無等が記載されており、本人の情報シートには、本人に係わる専門の支援者や、本人がどの程度、社会的に出来る、出来ないといった項目が記入されています。これらのシートを家庭裁判所へ提出し、後見人が必要かを判断します。国で成年後見制度利用促進基本計画が立てられており、その計画に沿って小平市でも自己決定を大切にした計画見直しの必要があると思います。

委　　員：　今回の計画見直しにあたって、今、委員がおっしゃったことは計画に盛り込まれていくという認識でしょうか。そうなると、親も制度を理解しつつ、制度利用が必要な際には準備や、関わっている事業者の方からの情報共有や共通認識が必要になるということでしょうか。

委　　員：　計画に盛り込む検討の必要があると思います。また、共通認識に関しても必要と考えています。市民全員が仕組みを理解することが大切だと思います。

副 会 長：　地域で制度を勧めた際に、やはり制度自体が難しそうという声がありました。「保佐」や「補助」といった言葉が難しく、最初から制度に引いてしまうところがあります。言葉の意味や、制度の説明をしているうちに、言葉の意味だけでなく、手続きも難しそうだから、と辞められる方がほとんどです。それから手数料を心配される方が多くいらっしゃる他、家族が遠くに住んでいて不安はあるが、身内への気兼ねから、申立てをためらい、辞められる方がいらっしゃいます。また、認知症の方に制度をお勧めしたいのですが、認知症の波があり、昨日訪ねた際には、自分の身の回りのことが出来ないと思ったのですが、改めて訪問した際には、「やっぱりまだ大丈夫」と本人に言われてしまうと、手続きが進められず、結局、制度を利用しないまま施設入所になってしまい、タイミングを逃す場合があります。後は、一度手続きを行い後見人が決定してしまうと、後見人を変えられないという話を聞き、後見人との相性が悪いと嫌な思いをするかもしれないということを懸念し、辞められる方もいらっしゃいました。これらの理由から、結局制度へ繋げることが難しくなってしまうことがあるので、今の点をフォローしていくことが出来れば、制度利用の拡大に繋がると思います。

委　　員：　２点ほどご質問があります。１点目は今回の成年後見制度は平成１２年に既に導入されており、弱者を救済するための制度で、非常に良い制度でありますが、上手く利用されていないため、そこの面に注力して制度の利用促進に繋げるというのが今回の委員会の目的であり、最終的に計画へ包括していくものと思っております。そこで個人的に思うのは、現在小平市では、潜在的に制度の対象となる方はどれくらいいるのか、本来どのくらい救済しなければならない方がいて、その方たちを把握できているのかということです。ほとんどの方は「家族のサポートがあれば大丈夫」というのであれば対応の仕方は変わってくると思います。現状をしっかりと把握し、制度の重要度を判断する必要があると思います。

２点目は、後見人をつける際に市民後見人、専門職後見人、親族後見人がいると思いますが、今後市民後見人の位置付けが重要になってくると思います。地域の中で住民と同じ目線で本人に寄り添っていく、そうしたことを推進していくということは非常に大切だと思います。しかし、実現する為には地域の人が本当にそのレベルに達しているのかどうか、そこをなくして市民後見人制度を作ろうとしても広まらないと思います。私は自治会長をしていますが、自治会の中ですら、こうしたことに協力する方はほんの少しの人数です。今後は、成年後見制度に関する周知活動を行って、制度理解のベースを作るところから始め、その上で計画内で施策の展開を行わなければ制度利用の推進に繋がらないと思います。

会　　長：　重要なご指摘だと思います。もう少し詳しく現状を理解するために日常生活自立支援事業の人数と成年後見制度利用人数を教えてください。

委　　員：　日常生活自立支援事業は令和３年度で２４人の新規契約で３年度末での契約者数７７人、成年後見制度利用に関しては直接裁判所に申立てをされる方もいらっしゃるので、正確な数字は分かりませんが、権利擁護センターに相談があって申立てを行った件数は、４０件でした。

会　　長：　市民後見人の養成に関しては、なかなか理解が進まないということですが、確かに今ここにいる皆さんが分からなければ地域への浸透は難しいと思います。パンフレットもそうですが、どのように提示をしたら地域の方に分かっていただけるのか、という案などがありましたらご意見を寄せていただき、今回の見直しで整理をしながら計画の検討が出来ればと思います。

委　　員：　実体験の話になりますが、私自身が父の介護をして４年目になります。その際に感じることとして、自分で出歩けなくなると銀行にも行けず、振り込みにも行けず、公共の振り込みが出来なくなってしまいます。また、本人も終活したいということから、遺言書の作成や、葬式の準備など、一通り行いました。今は在宅医療をしており、私が全てサポートをしているので成年後見制度の利用はしておらず、生活費などの現金の管理も私が行っています。一方、母は元気なので私はサポートをしておらず、父と違い細かなことが分からない状況です。

要は、私たちは介護をしている世代なので、歳を取るとどんなことが大変で、どの程度迷惑がかかるかが分かりますが、母や父は介護の経験がないので、周りがどういうことが困るのかなど、介護する側の気持ちが分かりません。周りの友達でも「準備しなくても周りがやってくれる」といった考えを持っている方もいらっしゃいますが、私は、介護の大変さを実際に知っているので、元気なうちにできることはやっておくなど、老後の準備を行っています。ここでは制度をどうするのかという話ですが、色々なことが分からなくなる前の準備の周知が大切だと思います。西東京市では、一人暮らしのお年寄りに対して、週に一度見守り支援のようなことをしており、その中で、認知症の傾向のある方には家族へ連絡をしたり、家族がいない場合は地域包括支援センターへの報告をされています。自分で判断できない状態になる前に対策することの大切さの周知や、認知症にならないように予防することも大切だと思います。

委　　員：　一つお聞きしたいのですが、私ども社会福祉協議会は推進機関として、市民の皆様へ、様々な啓発の講義会などを行っていますが、市では、行政職の職員の皆さんに対する成年後見制度の研修のようなものはされているのでしょうか。市独自の研修や、研修所での研修もあるとは思いますが、実態を教えてください。

事務局：　はっきりとしたことは資料がないため、申し上げることは出来ないのですが、専門研修ということで、福祉の総合的な研修を行っております。福祉部の職員においてはかなりの頻度で研修を行っており、成年後見制度の部分についても触れられているものと捉えております。

委　　員：　福祉の職員は研修をされているとは思いますが、福祉以外の窓口にいらした方でも、「この人には支援が必要だ」といった職員の気付きが必要になることもあると思います。そうした意味で、福祉の職員ではなく、一般の行政職員の方に成年後見制度に関する研修などを行ったほうが良いと思っております。担当課が違うかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局：　市の職員課の研修で、福祉マインド研修という全職員向けの研修があります。直接「成年後見制度」の項目に触れているかはわかりませんが、窓口に様々なお客様がいらっしゃる中で、福祉の心をもって対応しようという全職員向けの研修を実施しております。今回、まずは職員から広げていくという言葉をいただいた為、そちらの取り組みも検討していきたいと思います。

会　　長：　いずれにせよ、専門職ないしは行政の職員にこの内容が理解され、共有されることが無いと、なかなか制度の利用に結びつかないと思いますので、重要な指摘だと思います。行政は何ができるのか、あるいは福祉マインドをどう育てるのかは、ずっと抱えている課題であると思います。福祉計画を今後どう検討してくかの資料がございますので、資料２、３の説明をしていただき、皆さんからわからない部分があれば質問をお願いします。

次第～（２）小平市第四期地域福祉保健福祉計画【中間見直し版】における小平市成年後見制度利用促進計画の追加案について

事務局が資料２、３を使って施策の体系と小平市成年後見制度利用促進計画の追加案について説明を行った。

会長から、次第（２）についての補足説明があった。

【質疑応答】

委　　員：　資料２、施策の体系箇所で一つお伺いしたいのですが、今回の見直しにあたり、「権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進」という文言が入り、「福祉サービスの質の向上」という文言が削除されていますが、これは何か意味があるのでしょうか。

事務局：　現計画では、施策②の方に「福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進」という形で二つの要素を入れていましたが、今回、権利擁護の箇所をクローズアップするという趣旨と、「福祉サービスの質の向上」の内容を見た際、①「情報提供・相談支援体制の充実」に含められる内容と判断し、関連する文章を①へ移動したという形になっています。現計画の内容を消したりしたということはしておりません。

委　　員：　もう１点お伺いします。資料３、５ページ、ネットワークのイメージの箇所で、今後、中核機関をどうするのかが問題だと思いますが、中核機関は市が直営するのか、又はどこかに委託するのか、小平市独自の中核機関として行うのか、地方と同じように圏域でまとまって中核機関を設置するのか等の詳細が決まっていれば、教えていただきたいです。また、今回の中間見直しでは、計画内にその旨を記載するのかをお伺いしたいです。

事務局：　現段階では中核機関については市独自での設置を検討しています。今後、小平市としては推進機関と話し合いをし、どのように中核機関を設置していくかの具体的な検討を進めていく段階でございます。今回の中間見直しでは、中核機関についての具体的な記載は控えようということで考えています。

会　　長：　権利擁護センターこだいらが中核機関になるわけではないのですか。

事務局：　現時点では断言はできませんが、今後、どのような形での設置が小平市に適しているかを話し合い、設置を目指していきたいと考えています。

委　　員：　認知症の支援リーダーをしてる為、認知症の方をどう支援するかを常に考えております。今回、成年後見制度の最初のベースを見ると、制度の利用開始原因の６割以上は認知症となっており、認知症の方への支援をどうしていくのかを検討していくことが重要であると考えております。今回、資料３、施策①「情報提供・相談支援体制の充実」の「施策の展開」箇所の「地域における住民主体の課題解決のための仕組みづくり」が一番重要であると考えております。認知症の方が自分の住んでいる地域で気軽に相談できる仕組みを厚生労働省がチームオレンジという形で２０２５年までに作るようにとされていますが、小平市ではまだ着手していない状況にあります。２０２５年までは後３年しかなく、今回の中間見直しで包括しなければ２０２５年を迎えてしまうことになります。このタイミングで関係各課と連携を取り、チームオレンジを２０２５年までに立ち上げるといったことを計画に記載していただきたいです。包括しなかったことで、「小平市では、チームオレンジを施策に入れていないので何もしない」と言われてしまうことがあれば、不満に繋がると思います。このことに関しては今回の委員会だけでなく、地域や自治会、地域包括支援センターでも話しており、少しずつ広めていかないと動かない実態が問題としてあるため、発言させていただきました。

委　　員：　今回の協議会の次第を読んでいても、この協議会で何を話し合っていくのかが分かりづらくなっていましたが、先程会長が説明して下さったことで、ようやく分かりました。成年後見制度が分からないのと同じで、高齢者の現状等も意見を出しやすいような協議会にしていかないと市民のための地域福祉計画になっていかないと思いました。

委　　員：　後見制度は聞いたことはありましたが、具体的な制度内容は分かりませんでしたが、色々説明を聞いて分かってきました。成年後見制度は困った人を助けるためのネットワークを広げようという話だと思いますが、具体的に行政の方であったり、中心となっている方が市民後見人を増やそうとした際に、例えば赤ちゃんを持っている家庭の人は興味があっても参加できないと思います。私の周りには６０歳代でリタイアする友人や、親も介護が必要になる等の関係からも、こうした話題が出ることが多くなりました。自分も子育てが終わり、制度に興味が沸いたり、自分がやらなければならなくなったり、困っている人たちがかなりいる年齢層だと思います。アプローチする対象として、市民全員ということは分かりますが、制度に一番関係する年齢層にターゲットを絞り、アプローチするといったことは何かされておりますでしょうか。

事務局：　現在小平市ではターゲット層を絞ってのアプローチは行っておりませんが、今後中核機関の設置と併せて研究していきたいと考えています。

委　　員：　私は少年サッカーという子どものスポーツを支援する団体におりますが、そこでは子供と一緒に保護者が来てくれています。私が支援している団体は人手が足りていない現状にありますが、保護者がコーチの手伝いなどをボランティアという形で担ってくれています。やはり興味があるとか、経験があるからこそ、こうした自然のサイクルが生まれるのであって、こうしたサイクルが地域の助けになっているのではないかといった感覚があります。市民後見人のアプローチでも同じことが言えると思っており、年齢層や、時間ができて地域に関心がある人間への意識の掘り起こしを行い、興味を持つ人が少しでも増えれば、市民後見人といった活動もお仕事としではない部分でも、徐々に増えていくのではないかと思います。

会　　長：　現在の市民後見人の方の年齢層や、今まで行ってきた取組などを教えてください。

委　　員：　現状、養成講座は権利擁護センターで担当させていただいており、近隣７市と共同で行っております。年齢層としては、お仕事を終わられた方が多いと感じており、６０歳代の方が多いと思います。また、お話を聞いていて思ったのが、認知症のリーダーをされている方もいれば、見守りボランティアをされている方など、色々な役割を地域で担っている方がいる中で、市民後見人の養成講座も、そうした地域を支える役割の一つと思いながら養成講座をさせていただいております。ただ、後見業務は、専門的な要素もあるため、１年間かけて養成講座を行い、研修、登録、連絡会などのサポートを行っております。そのため、市民後見人の数が加速度的に多くなることは今の段階では想定しておらず、市民後見人に意欲や関心のある方にお願いしております。実際には、２年に一回養成講座を行っており、その合間にフォローアップ研修といった形をとらせていただいています。周知方法は、市報や社協便り等で講座案内をさせていただいております。

委　　員：　私は障がいのある子がいる事もあり、成年後見人制度についてはある程度関心がありますが、すぐに制度利用の必要性を感じていないのが正直な感想です。お話を聞いていて思ったのは、市民後見人は、ほとんどの方が高齢者ということでよろしいでしょうか。息子は若く、後見が必要になるのは先のことなので、お伺いできればと思います。

委　　員：　現在の様子を申し上げるとそれくらいの年齢の方が多いのが現状です。ただ、沢山の方に市民後見人になってもらうのではなく、現在、専門職後見人の方や、法人後見人を行っておられる団体もありますので、市民後見人は、その中の選択肢の一つと思っていただければと感じております。小平市では市民後見人に受任していただく際は、必ず社会福祉協議会が後見監督としてサポートをさせていただく形をとっております。また、現状では安易に後見人の変更は出来ませんが、今後は後見人をリレーしていく話も国で検討中のようですので、そうしたことも期待できるのではないかと個人的に感じています。

委　　員：　先程、専門職後見人が８割、親族後見人が２割、市民後見人は１％と数字が出ておりましたが、市民後見人を受任するためには、申立てを行った同じ市民の人との十分な信頼がないと受任することが難しいと考えていますが、講座を受けて、信頼を築いた方が市民後見人になるという認識でよろしいでしょうか。また、ケアマネジャーから権利擁護センターの方に支援が必要な方などの情報が行くことはあるのでしょうか。

委　　員：　後見人との信頼については、私たちが権利擁護センターで成年後見制度の申立ての支援をする際に、専門職後見人の方であっても市民後見人の方であっても、後見人になる前に必ず何度かお会いしていただき、お互いを分かっていただけるよう、支援させていただいております。また、市民後見人に対しては、社会福祉協議会で後見監督人として基本的には毎月、市民後見人の受任者の方と、後見監督の担当者が面談を行い、一か月の報告をするなどのサポートもさせていただいております。ケアマネジャーから情報の提供はありますが、ピンポイントで成年後見制度の相談というより、こういうことが生活で困っている等、一つの福祉機関として相談を受けることがあります。

委　　員：　私も近所の方から、ご主人が危ない状態で子どももおらず、奥さんの方は親族がいないということで相談を受けております。ご主人が書類を作った次の日に入院になってしまい、相続のことや、貯金を下ろすことが大変ということをおっしゃっていました。ご主人には兄弟がいますが、そのご家庭の事情もあるので、私もどうして良いか判断に困ることがありますが、地域の中で信頼していただき、相談を受けることはありがたく思います。相談を受ける中で、本当に大変な家庭が沢山あると痛感しております。

会　　長：　確かに空き地や空家等、相続の事例を耳にすることがありますが、実際話を聞き、相談を受けた内容等を集め、地域の中で共有できると良いと思います。具体的にこの地域で何が課題であるか、また、どんな課題があるのか、課題に対して何が出来るのかを話し合う中で、市民後見人についての話もされ、情報を共有し、理解が進むと考えております。課題や問題は各地域にあると思いますが、それらを行政とどう繋いでいくかが課題かと思います。

委　　員：　広報などで市民後見人の講座を見たり、今回の委員会の中で市民後見人の件で具体的な話を聞く中で、財産の管理などはすごく荷が重いと感じましたが、今みたいに社会福祉協議会のバックアップであったり、フォローアップ体制があるという話を聞いて、そうした体制があるのであれば実際に地域で役割の一つとしてやってみたいと思う方も安心して取り組めるのではないかと思いました。後見人を担う上で、社会福祉協議会からのサポートがある等のことは、周知されているのでしょうか。

委　　員：　今後、検討していきたいと思います。

副 会 長：　後見人制度というと敷居が高いと感じますが、日常的な金銭管理サービスと重要書類の預かり等の支援であれば、敷居も低いことや、金銭管理に困っている方が多いことからも、依頼する方が多いのかと思いますので、そうしたことから始めても良いと思います。

会　　長：　既に取り組んでおり、なかなか浸透していませんが、地域福祉権利擁護事業との連携をしながら理解を深めていくことが必要かと思います。

他にございますか。他にあれば、委員会の後でも市の担当へ電話やファックスなどでご意見寄せていただければと思います。建設的な意見交換ありがとうございました。

次第～３　その他

会　　長：　その他連絡事項ございますでしょうか。

事務局：　参考資料、令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程をご覧ください。次回の日程でございますが、令和４年度、第２回目が７月１５日金曜日となっております。時間、会場は本日と同じ場所となります。次回以降もＺＯＯＭとのハイブリットで開催を検討しております。協議会の開催について、正式なものを改めて通知させていただければと思います。連絡事項は以上です。

会　　長：　ありがとうござます。

他にご意見等ございますでしょうか。なければ令和４年度第１回　小平市福祉のまちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。